

憲法改正反対（木村草太氏）

2022年8月25日

文責

DF 和田文男

木村草太氏

- 1980年 神奈川県横浜市生まれ
- 2003年 東京大学法学部卒業
- 同年 同学大学院法学部政治学研究科助手、憲法学専攻
- 2006年 東京都立大学 准教授
- 2016年 同学 教授、 マスメディアでの活動多し。

立憲主義の擁護を標榜し、安倍政権による解釈改憲（国民投票による憲法改正を伴わない）による集団的自衛権の行使容認に反対している。

特に2015年の第3次安倍内閣による「済レ崩し解釈改憲」と云われる「平和安全法整備法案」の審議に伴う公聴会において野党の推薦による公述人として発言し、

- 日本に対する「武力攻撃の着手」がない段階での武力行使は憲法違反
- 同盟の他国防衛を日本国憲法第9条の例外として認められないとし、政府には行政権と外交権は与えているが、軍事権に相当する他国防衛の権限は与えられておらず、集団的自衛権による他国の防衛は「越権行為」であり「憲法違反」であるとしている。
- 憲法改正無くても、従来の「個別的自衛権」の枠組みにおいても、日本に対する武力攻撃の「発生」を待たず、日本に対する武力攻撃の「着手」の段階で、武力行使（反撃）は可能であり、外国軍隊への武力攻撃が発生した場合であっても、それが同時に日本に対する武力攻撃の「着手」である場合には、武力行使（反撃）は可能であり、憲法改正及び平和安全法制整備法案は必要ないとしている。

I. 憲法改正の手続

1. 憲法96条に於いて規定されている

↓

- 各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案し、投票の

過半数で以って改正可能となる。

↓

- 「国会法」により更に細かな規定があり、憲法改正案を発議するには、衆議院において議員100人以上、参議院において議員50人以上の賛成を要する。
(通常の法案の提出は衆議院で20人以上、参議院で10人以上となっている。憲法改正が国政の最重要事であるので、国会内での発案が軽々になされないようになっている。)

- 発議手続きで重要な点は「内容において事項ごとに区分」して発議する事が求められている。

例えば憲法9条改正と他の内容の国民の支持が高い改憲案とを抱き合わせで発議する事は不可となっており、内容毎に発議が求められ、改正の濫用を防いでいる。

- 国会の発議がなされ、国民投票となれば、満18歳以上の日本国民が参加。
国会発議から60日以降、180日以内に行わなければならない。
衆参両院から各々10名の議員を委員とする「国民投票、広報協議会」が設けられ、改正の広報に関する事務を行い、投票する国民の理解度を高める。
- 国民投票に何らかの不正が疑われる場合、訴訟を提起出来る。

2. 憲法改正に「限界」がある

- 憲法の基本原理に反する事は改正出来ない。→「憲法改正限界」

(対象) 立憲主義・国民主権・平和主義

基本的人権の尊重・権力分立の根本原理は改正不可

3. 自由民主党の改正案と非現実性

2012年に自民党が発表した改憲草案は殆んど全ての条文の改正案で、内容的に53条項の改正となっている。

先述の通り、改正手続は1回1条項となっており、53項目では53回の国会発議と国民投票が求められるので、実施面から現実的でない。草案を一度に国民投票に

かける事が出来ないからである。

4. 憲法改正は国際法に違反する内容であってはならない

II. 国際法と武力行使

1. 19世紀の国際法と20世紀の国際法の違い

19世紀…きちんと宣戦布告の手続きを行い、戦時国際法のルール（奇襲攻撃、捕虜の虐待、民間人の虐待等はルール違反）を守りさえすれば、武力行使はルール違反ではなかった。

20世紀…国際紛争を解決するための武力行使を禁じている。

国際連合憲章2条4項

「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」

↓

武力不行使原則

但し、この原則を無視して他国を侵略する国が出現した場合に、侵略された国が侵略排除のために武力を行使する事を認める決議を出す権限が与えられている。

↓

集団安全保障

及び

個別的自衛権の行使（集団的自衛権が決議されるまでの自国防衛の武力行使）

2. 個別的自衛権と集団的自衛権行使の条件

(1) 個別的自衛権行使の場合は自国、集団的自衛権行使の場合は同盟国が

「武力攻撃」を受けていることが必要。

↓

組織的な武力行使

(2) 両自衛権の武力行使には「必要性」と「均衡性」の範囲内での行使が求められる。

「必要性」…被害国への武力攻撃を防ぐために必要な範囲内で行う。

「均衡性」…被害国が受けた攻撃と比べ過剰な武力行使にならないことが求められる。

(3) 相手国の「武力攻撃」を何時の時点とするかについては「武力攻撃の着手」があった段階で認定される。従い、両自衛権の発動は自国民の人命が失われたり、領土が侵されたりして初めて発動されるものではなく、例えば相手国の戦闘機が空爆を目的に領空に侵入した段階で、実際に被害が出ていなくても「武力行使への着手」が認められ、個別的・集団的自衛権は行使出来る。

(4) 集団安全保障措置、個別的自衛権、集団的自衛権は武力行使を正当化させるものであるが、その根拠は濫用されやすい危険なものであることの理解も必要である。

3. 国際法の Power

ウクライナ/ロシア戦争に於いてもロシア側より、

①東部ドネスク・ルハンスク州が独立した。

②両国でウクライナがジェノサイドを行っている。

③両独立国がウクライナから攻撃を受けているので集団的自衛権に基づき武力行使で支援する。

↓

国連安全保障理事会へロシアから通知

↑

国連の調査により全て否定され、

国連総会

国際司法裁判所

からロシアの申し入れを否定し、即時撤退を求める命令を出している。

↓

ロシアの無視

国際法には十分な強制力が無い。

但し、国際社会での適法・違法の判断基準にはなっている。

III. 憲法第9条とその意義

近代社会に於いて領域内の治安を守り、国民の安全を保障するために無くてはならない権力が主権である。しかし、権力が集中し過ぎ、濫用されると大きな惨事を生む。そこで主権の濫用を抑制するための法を作ろうとして生まれてきた考えを「立憲主義」と呼び、作られた法が「立憲的憲法」と言う。

*国家権力の犯しやすい失敗

- ①戦争
- ②人権侵害
- ③独裁

1. 日本国憲法第9条

条文1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

条文2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

問題点（二つの解釈）

○国際紛争を解決する手段として（例えば、侵略用に）使わないのであれば軍隊や戦力を持っても良いとの解釈「芦田説」

⇕

○侵略目的か否かを問わず軍や戦力の保持を禁止する文言から軍や戦力を認めないと解釈。即ち、「武力行使一般禁止説」

2. 内閣に負託された権限…憲法第73条

第73条により内閣に負託された事務として、「一般行政事務」の他に7つの事務を負託されており、その内に「外交の権限」と「条約締結の権限」が明記されているが、軍事活動に関する権限は何ら示されていない。

↓

主権者国民が、内閣や国会に軍事活動を行う権限を負託していない事を意味している。

内閣への負託の面から芦田説は憲法の体系との整合性がないと言える。

3. 政府の憲法9条解釈

2014年7月1日の安倍内閣の閣議決定で、それまで認められていなかった「集団的自衛権」の行使を限定的に容認している。

(ポイント)

- ①「武力行使一般禁止説」を採用する事は認めている。
- ②第13条を引用して「国民の平和的生存権」を根拠に、第9条の下で武力行使を例外的に容認されると解釈する。
- ③2015年の「平和安全法整備法案」により集団的自衛権の解釈の修正を行い、現実対応が出来るようにした。

4. 自衛隊の組織上の位置づけ

自衛隊は「軍隊」でないとしたら何か？

自衛隊は政府に負託した事務の何処に属するのか？

1986年参議院内閣委員会での回答

「国の防衛に関する事務は一般行政事務として内閣に属する」

↓

歴代内閣も同じ解釈であり、自衛隊は「行政」の一つの組織として内閣に属する。

↓

自衛隊の指揮監督権は首相にある。

自衛隊の位置づけは憲法第72条に規定された「行政各部」に含まれていることになる

5. 憲法第9条と国際法の関係

国際法の大原則

「武力不行使」の原則

↑

3つの例外を認めている。

- ①安保理の決議に基づく国連軍・多国籍軍の集団安全保障措置としての武力行使
- ②個別的自衛権発動による武力行使
- ③集団的自衛権発動による武力行使

日本憲法で③の権限は国際法上持っているが、政府は③の行使を禁じている。

↓

そこで安倍内閣は困ったので2015年に「平和安全法整備法案」を反対を押し切る恰好で成立させ条件付の集団的自衛権行使の道をつけた。

6. 裁判所の憲法9条解釈

自衛隊の合憲性に関する訴訟が起こされているが（恵庭事件、長沼ナイキ訴訟、百里基地訴訟）、何れも自衛隊が軍事出動したケースでないために裁判所は自衛隊の合意性について一度も判断を下していない。

日米安全保障条約（1952年）と砂川判決（1957年）

↳立川基地拡張への反対行動

第1審判決：米軍の駐留そのものが違憲であるので無罪となる。

上告最高裁判決：日本に指揮権・管理権の無い米軍が駐留していても日本の戦力に該当しないので違憲ではないとの判断。

又、98条により締結した条約（日米安保条約）は守るとして有罪。

最高裁による砂川判決で「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と判決している。

↑

この判決文では個別的自衛権の合憲性すら判断を留保しており、更にこの判決で集団的自衛権行使も認めたことは認め難い（木村氏主張）

IV. 自衛隊関係法の体系

自衛隊に関する法律は憲法の解釈、国際的な状況、自衛隊の創設を踏まえて相当程度合理的な体系になっている。

1950年 警察予備隊設置

1952年 保安隊

1954年 自衛隊-----陸上自衛隊 13万8千人(2022/3)

海上自衛隊 4万2850人

航空自衛隊 4万2828人

自衛隊は現憲法では軍隊ではなく「行政組織の一つ」であるため、内閣総理大臣が憲法第72条に基づき、内閣を代表して自衛隊の指揮監督を行う。

自衛隊の任務（「自衛隊法」に基づく）

「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当る」としている。

更に具体的に分類すると、

(国内対応)

- 1) 外国からの侵略に対応する防衛出動
- 2) テロリスト・犯罪者・不法侵入者等への治安整備出動
- 3) 災害派遣
- 4) 機雷・ミサイル・不発弾などの危険的除去・破壊出動

(国外対応)

- 1) 海賊対処行動…軍事活動でなく警察出動。
- 2) 後方支援…他国と一緒に武力行使をしない条件。
- 3) 在外邦人等の保護・輸送…戦闘行為の無い所のみ。
- 4) 国連PKO活動…安全確保と武力行使が無い条件。

現在の法律は、日本が武力攻撃された場合の防衛出動の体系を整える一方、自衛隊が海外で武力行使をしないように歯止めをかけている。従い、現憲法の下で「日本は無

防備状態である」ことはなく、又、「海外で自衛隊は集団的自衛権を行使して来た」こともなく、現憲法のなかで何ら問題はない。(木村氏主張)

VI. 現在最も意見が分かれる「集団的自衛権」の解釈

(従来からの政府解釈)

「日本への武力攻撃があった場合に、防衛のため武力を行使することは憲法9条の下で例外的に許される」として来ている。

(2014年7月1日閣議決定による解釈)

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」であれば、「日本への武力攻撃がなくても、集団的自衛権を行使して、武力を行使できる」との解釈を決定した。

↑

多くの学者から「認められる武力行使の範囲が不明確で、拡張的運用の可能性が高い」との問題指摘がなされている。

又、「政府に武力行使の判断を白紙で一任するがの如き決定で、法の支配の危機」と主張している。(木村氏の衆議院公聴会主張)

(2014年閣議決定をベースに2015年5月に自民・公明両党からの「平和安全法制」の名による法案の提出と国会審議(公聴会・参考人招致等を含む)で反対運動が起る。

↓

*法案のポイント

- 集団的自衛権の行使を容認する規定
- 後方支援・PKO活動で危険な任務を付加する内容

2015年9月に「安保法制」が可決。

在外邦人の保護

この活動に必要な限度で、緊急避難または正当防衛の要件を充たす場合には、外国での武器使用も可能となった。

平時の米軍などへの協力拡大

従来、武器・弾薬の警護のための武器使用を認めていたが、更に、日本の防衛に当

る外国軍あるいは共同訓練中の外国軍の警護への武器使用を認めた。

国連PKOへの協力拡大

「業務を行うに際し、自己もしくは他人の生命、身体もしくは財産を防護し、又その業務を妨害する行為を排除するため」に武器の使用を認める事とした。

↓

住民・被災民の警護や他のPKO関係者の求めで武器の使用が可となった。
↳リスクが増加した。

VII. 自衛隊明記改憲について

自衛隊の存在そのものが違憲であると違憲論に決着をつけたい安倍政権として、憲法に自衛隊の存在を明記したい強い意向があった。

多くの世論調査により、多くの国民は「個別的自衛権の行使やそのために必要最小限の実力である自衛隊の設置は憲法9条に違反していない」と考えている。

これに対し、「集団的自衛権の行使容認にはかなり違憲している」と見ている。

↓

国民の意向がそうであるなら敢えて自衛隊の合憲性を確認するために高いコストを掛ける必要は無いと考える。(1回の国民投票で820億円を要する)…(木村氏主張)

自衛隊を憲法に明記するなら自衛隊の任務の範囲を明記する事が求められ、現有「安保法制」を前提とするなら「集団的自衛権」に基づく武力行使も任務の一つと書き込む必要がある。そうなると、この「自衛隊明記改憲」は「集団的自衛権明記改憲」となり、国民の多くが求めている改憲となる。(2015年当時)

(世論)

自衛隊について…良い印象 92.2% (2015年)

自衛隊の存在は合憲…69% (2016年)

安全保障関連法案は違憲…56.7% (2015年)

50% (2016年)

集団的自衛権の行使の是非 (2022年4月)

行使すべき…21%

どちらかと言えば行使すべき…31%

過半数

専守防衛の方針は維持すべき…68%…相反する国民の反応

国民も十分に理解しておらず矛盾な状態にいる。

ウクライナ/ロシア戦争や台湾問題で世論も変わって来ている。

主義・主張の改憲の是非論も重要であるが、ロシア/ウクライナ戦争や中国の武力脅威を目前にして現実対応や対策も不可欠で、国民として改めて現状と改憲を取り巻く環境を理解し、法的な整備をしておく事が必要と考える。(和田見解)

以上